

総合病院国保旭中央病院検討委員会設置要綱

(平成24年7月24日告示第122号)

(設置)

第1条 総合病院国保旭中央病院（以下「旭中央病院」という。）の今後について検討するため、総合病院国保旭中央病院検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 地域医療において旭中央病院が果たすべき役割に関すること。
- (2) 旭中央病院における課題及びその対策に関すること。
- (3) 総合病院国保旭中央病院改革プランに基づく経営形態の調査及び研究に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員13人をもって組織する。

2 委員の構成は、次の各号に掲げるとおりとし、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 3人
- (2) 旭市医師会の代表 1人
- (3) 市民代表 2人
- (4) 議会代表 1人
- (5) 千葉県の職員 1人
- (6) 旭中央病院の職員 3人
- (7) 旭市の職員 2人

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを選出する。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

(職務代理)

第6条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、又は他の方法により意見を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開の方法により行うものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、この限りでない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画政策課において処理するものとし、旭中央病院事務部及び企画情報部がこれを補佐するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年8月6日告示第126号）

この告示は、公示の日から施行する。